

## まぼろしの「打吹小学校」

菱谷 哲郎（米子市紺屋町、89歳）

倉吉市にある成徳小と灘手小の2校は来年統合されることになり、新しい学校名が「打吹小」ではなく、「至誠小」と決まりました。新しい校名を決めるに当たり市民に案を募集し341件、119種類の案が寄せられたそうです。準備委員会が至誠小と打吹小の2件に絞り、決選投票の末に選定したのが至誠小だったとか。

しかし、市民から寄せられた341件の応募のうち150件が地元の打

吹公園に由来した打吹で、至誠の応募はわずか1件。150対1を逆転させるだけの「至誠の方が良い」という理由があるはず。それを市民の皆さんにきちんと説明するべきです。

米子市には湊山公園の近くに湊山中があります。別に何の違和感もありません。私見ですが、至誠は何となく教育勅語を連想し保守的な私立小学校のような印象を与えます。米子市民で全く部外者である私でも、なぜ打吹小が選ばれなかったのか不思議です。

11.12

# 「至誠小」議会は説明責任果たせ

川上 茂雄（倉吉市上灘町、82歳）



## 私の視点

新小学校名「至誠小」の再考を求める  
市民活動が起きてい

る。市教委は校名決定の住民説明会をしているよつだが、学校名を最終決定したのは議会だ。なぜ「至誠小」を可決したのか。今、議会の説明責任が問われる。

9月議会では、この校名決定過程について、議員や市民からさまざまな意見や指摘が出たため、市長は最終日に議案を撤回請求するという異例の事態となった。市長の撤回理由は「これらの意見や指摘は大変貴重であり、再度確認が必要」とのことだった。

しかしながら議会は、この撤回請求を一切議論することなく不承認とした。市民の貴重な意見をないがしろにしたのだ。さらには、審議不十分により継続審査とした教育福祉常任委員会の結論を否決し、本会議で至誠小を可決した。至誠小に賛成した議員の多くは、本会議で質疑もしなかったのだ。また、市民の代表である議会の常任委員会の決定より、市教委の私的諮問機関である統合準備委員会の決定を優先する議会とは、いったい誰の代表機関なのか。まるで市教委の追認機関のようであり、このような議会の在り方には疑念を抱かすにはいられない。

多くの市民の意見、指摘を無視し、強行的に採決に走った議員は、選挙の時は市民の声を市政に届けるなどと言っておきながら、実が伴わず議員の質が問われる。

したがって、議員に、市民に選挙で選ばれた代表としての自覚があるのなら、議会として説明責任を果たすべきである。

# ひろば Place

「やまびこ」は意見やほのぼの話題などで400字以内、「散歩道」は随想などで700字以内、「私の視点」は時事評論などで700字以内。「私の作品」はイラストや写真などで、はがきや写真の返却、匿名、他紙との二重投稿はお受けできません。文章を添削する場合があります。採用分には図書カードを贈ります。原稿には必ず郵便番号、住所、氏名、年齢、職業(学年)、電話番号を明記してください。

〒680-8688 郵送 新日本海新聞社「読者の広場」係へ メール [gakugei@nnn.co.jp](mailto:gakugei@nnn.co.jp)

## 私の視点

倉吉市の成徳小と灘手

小との「統合準備委員会だより第5号」に「(至誠小の議決に)委員長が2回(2票)投票している

ことは、法令に拘束されない私的機関であるから要綱がルールとなり、問題はない」旨の説明がありました。

しかし、市教委事務局が作成した要綱をみると、委員長が1委員として議決に加わって良いとの記載はありません。

地方自治法116条は①議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決

し、可否同数のときは議長が決するところによる②前項の場合において

政にかかる全てのルールは、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない」と定めています。これは民主主義の基本で

は、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない」と定めています。これは民主主義の基本で

今回の委員と委員長の関係は、スポーツに例えるとプレーした選手が、同時に審判をするようなもので、地方自治法および民主主義の原則を逸脱しているといえます。

### おかしな議決ルールと「至誠小」

北窓 幸夫(倉吉市上井、77歳)

あり、行政の意思決定に於いては何人も公平に扱

倉吉には、予算議決された明倫小の円形校舎の解体を、見識を持った市民運動で食い止め、全国に誇る観光施設(フィギュアミュージアム)として活用させた素晴らしい先例があります。ボタンの掛け違いは、かけ直すしかありません。「至誠小にかかる市条例の一部廃止を請求する署名運動(略称)」に共感する一市民です。

かつて自治大学校で学んだ行政法で「地方自治法は地方行政の憲法ともいえる基本法で、地方行

政決定に直結してお小にかかるとは、地方行政の憲法ともいえる基本法で、地方行